ESTBC131206

ESTEL21のライセンスに係わる基本条項

株式会社　E.I.エンジニアリング（以下「E.I.E.」という）の有する熱電負荷作成ソフトウェアESTEL21（以下「ESTEL21」という）の使用に係わる諸規定を基本条項としてまとめ、ESTEL21 使用許諾の条件とします。利用者がこの基本条項を遵守することを条件に、E.I.E.は利用者に対し ESTEL21 の使用を許諾します。

1.　定義

(1) ESTEL21 ライセンス

ESTEL21 及び ESTEL21 使用許諾ハードウェアキー（以下「ハードウェアキー」という）を使用する権利をいいます。

(2) ライセンスパック

ハードウェアキー、ESTEL21 インストールディスク、取扱説明書等の入ったパッケージをいいます。

(3) 本ソフトウェア

ESTEL21（プログラム及び関連するデータ含む）、ハードウェアキーと共にESTEL21 に関するあらゆる資料及び書類を含みます。

(4) 動作環境

ESTEL21 がソフトウェアとして適切にインストールされ、正常に稼動し、機能を発揮できる E.I.E.が定める設備環境をいいます。

(5) 知的財産権

著作権、特許権、実用新案法、商標法、意匠法に係わる権利ならびに不正競争防止法上保護されている権利および国際条約上保護される権利を総称していいます。

2.　ライセンスの許諾

(1) E.I.E.は、利用者が本基本条項を承諾することを条件に、利用者に対しESTEL21ライセンスを許諾するものとする。なお、利用者が使用できる本ソフトウェアの仕様・機能等は E.I.E.の定めるところによる。

(2) E.I.E.は、E.I.E.が定める ESTEL21 ライセンスの御申込書を利用者から受け、E.I.E.がこれを承諾する場合、E.I.E.は利用者にライセンス料金の請求書を送付する。

(3) 利用者は、E.I.E.が発行した請求書に記載されたライセンス料金を E.I.E.の指定に従い支払うこととする。E.I.E.は、利用者からのライセンス料金の支払いを受け、5 営業日以内に利用者にライセンスパックを送付する。これにより、E.I.E.は利用者にESTEL21 ライセンスの許諾を行う。

(4) E.I.E.が 利用者に ソフトウェアアップデートに関する連絡等を行う場合の連絡先は、御申込書記載の情報による。よって、ESTEL21ライセンス許諾期間中に御申込書記載内容に変更が生じた場合、利用者は速やかに E.I.E.に変更通知を行うこととする。

(5) ESTEL21 の著作権及び知的財産権は、E.I.E.に帰属する。

(6) 利用者は、E.I.E.の定める動作環境・使用条件において、基本条項に定める規定に従い、ESTEL21 を使用するものとする。

3. 使用制限・禁止事項

利用者は次の各号に定める行為を行わないことに同意する。

① 本ソフトウェアを第三者に販売・再販・譲渡・贈与・配布・レンタル・リース・使用貸借・貸与・担保権の設定及びその他の移転行為を行うこと

② 本ソフトウェアを第三者にネットワーク配信、通信すること

③ 本ソフトウェアを改変、修正、翻訳その他変更をすること

④ 本ソフトウェアを複製すること、また本ソフトウェアを利用して類似のソフトウェアを開発もしくは他者に開発させること

⑤ 本ソフトウェアの逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアおよびその他の解析、分析を行うこと

⑥ 本ソフトウェア又はその一部を他のソフトウェア等と組み合わせて使用すること

⑦ 本ソフトウェア構成部分を分離して他のソフトウェアに流用すること

⑧ 本ソフトウェアに表示されている著作権表示、ESTEL21 及び E.I.E.の会社ロゴの表示を除去・変更すること

⑨ 本ソフトウェアを E.I.E.に無断で使用すること

⑩ 基本条項に定める使用条件に従わないこと

⑪ 本ソフトウェアの使用に関して適用を受ける法律等に反すること

⑫ 本ソフトウェアを日本国外で使用すること

4. サービスの提供

(1) E.I.E.は利用者からの本ソフトウェアに関する問合せ及び質問については、原則電子メールにて対応するものとする。

(2) 利用者がハードウェアキーを損傷した場合については、E.I.E.は損傷キーと引換えで、新しいハードウェアキーに有償交換するものとする。

(3) 利用者がハードウェアキーを紛失した場合は、利用者は ESTEL21 の購入を新たに行う。

5. 権利の留保

ESTEL21 のライセンスに係わる知的財産権は E.I.E.に帰属しており、利用者には譲渡されない。

6.　保証

(1) E.I.E.は ESTEL21 がライセンスパックに入っている取扱説明書に示す基本機能を有していることを保証する。

(2) 利用者から E.I.E.への申告により、本ソフトウェアが実質的に動作しないまたは瑕疵があると E.I.E.が判断した場合、E.I.E.が利用者にライセンスパックを送付後 30 日間に限り、交換を行うものとする。

(3) E.I.E.は利用者が基本条項に添って ESTEL21 を使用するにあたり、第三者から ESTEL21 の使用が知的財産権の侵害にあたるとして、その責を問われた場合は利用者が責を負うことがないよう保証するものとする。

7.　責任の限定

(1) E.I.E.は以下の事由により利用者に発生した損害・障害については、賠償等の責任を負わないものとする。

① 利用者の設備の障害、インターネット接続の不具合等利用者の動作環境における障害・不具合

② E.I.E.が善良な管理者としての注意義務を履行しても防ぎ得ない E.I.E.の提供する更新プログラム等による設備に対するコンピューターウィルスの侵入や不正アクセスにともなう障害

③ 特別損害、偶発的・派生的もしくは間接的な損害、結果的損害、懲罰的損害

④ 利益、売上、契約、顧客、市場などに係る喪失

⑤ 本ソフトウェアのデータの喪失、回復費用、事業の中断もしくは予定収益またはエネルギー費用削減等の不達成の損害

⑥ ESTEL21 に付随する書類、電子書類及び電子データの使用に起因する損害

⑦ E.I.E.が提供するデータ等の内容に起因する一切の損害

⑧ 利用者が基本条項や取扱説明書の記載事項を遵守しないことに起因して生じた損害

⑨その他 E.I.E.の責に帰すべからざる事由

(2) ESTEL21 使用による利用者の一切の請求に対する E.I.E.の責任の上限額は、利用者が E.I.E.に対して支払った ESTEL21 ライセンス料金を超えないものとする。

8.　秘密保持

利用者と E.I.E.は ESTEL21 の使用を通じて知り得た双方の機密性または財産的価値のある秘密情報を他者に開示してはならない。

9.　一般条項

(1) 紛争の解決については、日本国の法律・規則に準拠するものとする。

(2) 基本条項および ESTEL21 の使用に関する一切の訴訟は、大阪地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

(3) 利用者は ESTEL21 の使用について、一切の国内法および国際法の対象となることを了承し、これを遵守するものとする。